

東京都医師国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約をされた医療機関がPCR検査または抗原検査を自院で実施した場合に自家診療を認め療養の給付をいたします。

【自家診療でもレセプト請求できる場合】

- ① 委託契約された医療機関で行政検査（公費負担の対象）を実施した方 ⇒ 請求できます
- ② 今後委託契約する医療機関で行政検査（公費負担の対象）を実施した方 ⇒ 請求できます

組合規約の附則95（新型コロナウイルス感染症のPCR等検査の自家診療の特例）に基づき、自家診療を認めます。

自家診療が認められる費用

PCR検査または抗原検査の費用と、それぞれの検査判断料の合計（公費負担が認められた点数に限る）

- ◆ 初・再診料、医学管理料、院内トリアージ実施料など公費負担にならないものはレセプト請求できません。
- ◆ その他公費負担が認められたものであっても、上記以外の点数はレセプト請求できません。
- ◆ 行政検査のため公費扱いとなり、自己負担はございません。
- ◆ 令和2年3月6日から実施した検査が対象です。

○自家診療の診療報酬の請求は、検査費用と判断料を記載した診療報酬明細書を東京都国民健康保険団体連合会に提出してください。

○PCR検査等以外の初・再診料、医学管理料、院内トリアージ実施料などが記載されたレセプトは返戻いたします。

ご不明な点は、東京都医師国民健康保険組合にお問い合わせください。

TEL：03-3270-6434